

諮問第 2 号 景観重要樹木の現状変更について

1 景観重要樹木の現状

鈴鹿市では、平成 24 年 7 月 20 日に景観まちづくりのシンボルとなるよう南長太町の広大な田園の中にひととき大きくそびえ立つクスノキ（通称：長太の大楠）を県下で初めて景観重要樹木に指定しました。

このクスノキは、樹齢 1,000 年を超えるとわれ、昭和 38 年には三重県の天然記念物にも指定されており、地域のシンボリックな存在となっているこのクスノキを見るために、市内外から多くの人々が訪れています。

しかしながら、令和 2 年に落雷にあった影響で樹木の一部が枯死し、枝が落下する可能性のある危険な状態となったため、令和 4 年 12 月 28 日付け鈴文財第 993 号にて、文化財課から景観重要樹木の現状変更に係る許可申請書が提出されました。第 16 回鈴鹿市景観審議会において、景観重要樹木の現状変更の意見を聴いたのち、同日付で現状変更の許可を行い、令和 5 年 3 月 29 日に枝の切除を行いました。



景観重要樹木指定当時の長太の大楠

樹種：クスノキ

樹木の所在地：鈴鹿市南長太町 2343 番

所有者：宗教法人須伎神社

管理団体：大きくす保存会

樹姿：樹高 26m、直径 2.6m、
枝張り東西 30m、南北 35m

2 景観重要樹木の現状変更の手続き

令和 6 年 1 月 18 日付け鈴文財第 1032 号で、再度景観重要樹木の現状変更に関する許可申請書の提出がありました。景観重要樹木の現状変更に際しては、景観法第 31 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、予め景観行政団体の長（＝鈴鹿市長）の許可を受けなければなりません。また、鈴鹿市景観づくり条例第 15 条第 3 項においては、景観重要樹木の変更を行う際は、鈴鹿市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない旨の規定があるため、今回審議会に対し、景観重要樹木の現状変更についての意見を諮るものになります。

3 諮問内容

諮問の内容は、①景観重要樹木の現状変更について②今後同様の変更を行う際の審議会への意見聴取について、の 2 点です。

①について、今回許可申請あった現状変更の内容は、落雷により枯死した枝のうち、北側の民地にかかる部分を切除するものです。枝先から概ね 8 m 以内の範囲の必要な箇所に対し、高所クレーン車を使用しながら枝の切除を行う予定です。

なお、作業は、関係部署との調整が完了し、景観重要樹木の変更許可が下り次第行われる予定です。枯死した枝は、放置すると落下の可能性が経年的に高まっていくことから、人命や個人の財産に被害を及ぼす前に対応する現状変更は、必要不可欠と考えます。

また、鈴鹿市景観計画に規定する「景観重要樹木の指定の方針」に掲げる項目については、変更後も要件を満たすと考えられることから、景観重要樹木としての指定を継続します。

ただし、景観重要樹木の指定の方針に鑑み、許可の際の条件として、「可能な範囲で枝を残し、地域の良い景観の寄与に引き続き努めること」という事項を付与します。

②について、担当課より落雷の影響が表面化し、今後も枯死枝が発生する可能性が高いとの報告を受けています。鈴鹿市として引き続き、景観まちづくりのシンボルである景観重要樹木の保全に努める一方、参拝者等の市民の命や財産を守っていくことも重要であるため、当該目的を達成するために行う現状変更については、今後は通常の維持管理上の必要な措置として取り扱い、審議会への意見聴取を省略したいと考えています。

なお、景観法第 31 条においても、通常の管理行為は許可不要とする旨の規定が記されています。



景観重要樹木の指定の方針

- 道路などの公共の場所から見る事ができる樹木
- 巨木・古木など、地域の自然、歴史、文化などの特性が現れており、地域の景観のシンボリックな存在となっている樹木
- 樹姿（樹高、樹形）が優れ、地域の良好な景観に寄与している樹木
- 地域の人々に親しまれ、愛されている樹木

（現状変更の規制）

第 31 条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りではない。